

令和2年度第2回山梨県出資法人経営検討委員会 会議録

(令和3年3月5日掲載)

1 日 時 令和3年2月4日(木) 午前2時～午後4時50分

2 場 所 山梨県庁防災新館304会議室 又は テレビ会議

3 出席者

(委員) 加藤隆博、石山宏、新里清高、小澤浩(順不同、敬称略)

((公財)山梨県農業振興公社所管課)

担い手・農地対策課長、農地活用推進担当(2人)

(事務局)

行政経営管理課長、行政経営管理課総括課長補佐、行政経営担当(3人)

4 傍聴者等の数 0人(非公開)

5 会議次第

(1) 開会

(2) 報告

(3) 議事

(4) 閉会

6 会議に付した議題

(1) 開会(概要説明)【非公開】

(2) 報告:(公財)山梨県農業振興公社の事務処理ミスの対応状況について【非公開】

(3) 議事:県出資法人経営評価について【非公開】

7 議事の概要

(1) 開会(概要説明)

・当日の報告事項及び議事について、事務局より概要を説明した。

(事務局)

本日の委員会におきましては、(公財)山梨県農業振興公社において発生いたしました事務処理ミスについて報告を行い、続きまして、県出資法人経営評価について御審議いただきます。はじめに、事務処理ミス及び経営評価の概要につきまして御説明申し上げます。

1点目、農業振興公社における事務処理ミス事案でございます。事案の内容につきまして簡潔に御説明申し上げますと、公社が行っている農地中間管理事業におきまして、地権者から借り受

けている農地の賃料支払に過不足が生じたというものでございます。詳細につきましては、公社を所管しております担い手・農地対策課から御説明申し上げますので、御意見や御質問等賜りますようお願いいたします。

2点目、県出資法人経営評価でございます。本年度の対象法人でございますが、昨年度と同様に29法人となっております。経営評価の流れにつきましては、出資法人が自己評価を実施し、この自己評価に対しまして所管部局において評価を行っております。出資法人及び所管部局における評価を受けまして、行政経営管理課が確認・検証等を行い、庁内の出資法人経営評価委員会が総合的評価を実施したところでございます。本日の経営検討委員会におきましては、これまでの評価等を踏まえまして、経営検討委員の皆様、専門的知見による御意見を賜りたく存じます。経営評価の概要や審査の進め方等の詳細につきましては、経営評価の御審議をいただく際に、御説明申し上げます。

(2) 報告

(公財)山梨県農業振興公社における事務処理ミスの対応状況について、公社を所管する担い手・農地対策課が報告を行った。主な報告内容及び質疑内容は次のとおり。

(委員長)

(公財)山梨県農業振興公社における事務処理ミスについて担当者から報告をお願いいたします。

(担い手・農地対策課)

(公財)山梨県農業振興公社における事務処理ミスについて、経緯、ミスの内容、対応状況、再発防止策等について御説明いたします。

経緯でございます。農業振興公社は、農業経営を縮小等する農家から農地を借り受け、新規就農者や規模拡大農家に農地の貸付を行う農地中間管理事業を平成26年度から実施しております。公社が貸し出した農地の耕作者は、賃料を公社に支払い、公社は農地の所有者に賃料の支払を行っております。公社から地権者への賃料の振込は、地権者の指定する金融機関口座に行われます。金融機関は、山梨中央銀行のほか、JAやゆうちょ銀行等がございます。毎年の地権者への賃料の支払は、多くが12月末日までを期限としており、今回、支払を12月25日とした山梨中央銀行の口座振込先としている798件のうち、本人死亡等で振込が不能になった15件を除く783件の支払合計約2,600万円について、誤った金額で口座振込を行っていたことが地権者からの連絡により発覚いたしました。内訳といたしましては、支払額の不足が420件、支払額の過払が363件であります。同日、担い手・農地対策課に事務処理ミスの一報があり、過不足金額の調査と原因究明、それから今後の対応などをよく整理して、対応するよう指示をいたしました。

次に、支払ミスの原因についてですが、地権者への賃料の支払にあたっては、地権者と公社が農地の貸借契約を結び、農地一筆ごとに、地番、面積、地権者、借受者、地代、振込口座などを、表計算ソフトを利用してデータ入力し、一括管理しております。このマスターデータから担当者

が必要なデータを抽出し、金融機関振込用に加工・名寄をする際に、操作ミスをしてしまい、誤った振込データが作成されてしまいました。また、マスターデータからの抽出作業時のチェックが複数人で行われていなかったため、起こったミスであります。

次に、支払ミス防止の再徹底でございます。公社の重要な業務である農地中間管理事業の中でも、賃料の支払業務は特に重要な業務であることから、間違いがあってはならないことなどを職員に再認識させます。また、データ入力時は、チェックリストに基づき、複数人によるチェックを行うとともに、支出負担行為起案時には、上位決裁者である事務局長と役員がチェックリストに基づき、決裁を行うこととします。

新たに取る再発防止策についてですが、現在公社が取り扱っている農地貸借は年3,000件を超えており、今年度に農地貸借情報管理の専用ソフトウェア、専用システムを導入すべく準備を進めていたところでもあります。このシステムは、民間が開発した農地中間管理事業専用の管理システムでありまして、全国で17件導入されているものです。令和3年度からの賃料請求支払におきましては、このシステムの活用を予定しております。

①として、まず、市町村の委託先の担当者が、農地の貸借に係る情報入力作業を行い、公社に送信されてきた契約書データについて、複数人により添付資料との照合を行います。修正があった場合、これは氏名の漢字等の軽微な修正ですが、手書修正し、決裁後、すべての紙ベースの契約情報とシステム上のデータをチェックリストに基づき複数人により照合を行います。②として、契約後に、賃料変更等があった場合、修正履歴の管理及び修正データを複数人により照合します。③として、今回の事務処理ミスは、データの収集作業を担当者が手作業で行っており、そのことで操作ミスが発生いたしました。専用ソフトウェアの導入により、支払データの抽出作業が手動から自動となります。④として、自動で抽出された支払データをチェックリストに基づき、複数人でチェックするとともに、⑤として、支出伺文書起案時には、チェックリストに基づくチェックを、上位決裁者である事務局長と役員が行うこととしております。

改革プランへの影響につきましては、1点目、過払のうち次年度の地代と相殺を行う場合、令和2年度の決算上、前払金として計上することとなりますが、公社の実質的な負担は生じないと考えております。

2点目、今回の事務処理ミスにより発生しました、地代が不足していた地権者への追加払に係る振込手数料や郵送料等、本来であれば不要であった経費につきましては、収益事業による収益で対応することとしており、現時点では借入金の返済計画への影響はないと考えております。

さらに今回の事務処理ミスを踏まえ、今後、農業振興公社において、より一層の適正な事務執行と経営の健全化が図られるよう、県として指導していきたいと考えております。説明は以上でございます。

(委員長)

御質問や御意見等がございましたらお願いします。

(委員)

公社職員が一生懸命業務に取り組んでいるということは承知しておりますが、お金が関係する

業務ですので、基本的にはかなりの注意力が要求されるものだと思います。県職員についても、現金については、重過失でなくても故意又は過失であれば個人がその損害を賠償しなければならないこととされております。そういったことも考え合わせますと、厳しいようですが、職員の方には、事前にそういったことをよく理解していただいた上で、緊張感を持って対応していただきたいと思います。

(担い手・農地対策課)

承知しました。

(委員)

再発防止対策として、導入した専用ソフトウェアを活用するというので、農地中間管理事業専用のソフトウェアで、全国で17件の導入実績があるということですので、大きな問題はないと思いますが、専用のソフトを導入したことにより、かえって油断が生じたり、これまで問題がなかったところに盲点があったりすることがよくございます。「専用ソフトだから大丈夫」、あるいは「全面的に安心である」とならないよう、特にシステム導入年度は気をつけていただきたいと思いました。

(担い手・農地対策課)

ありがとうございます。

(委員)

県が出資・出捐している法人等において、公社と同様に振込業務を行っていて、件数が少ないため、システムを導入せず、エクセル等で元データを管理しているところもあると思います。他の法人等においても、同様の人的ミスが起こっていないか、こういった問題に繋がるような事例がないか確認をお願いしたいと思います。公社だけではなく、法人等全体として同様の事例があれば拾い出して、失敗の芽を摘み取ったほうが良いということです。

(事務局)

ただいま委員から御指摘のありました、今般の事案を教訓として活かすということについてですが、事務処理ミス発生時には、行政経営管理課から全庁各課に対し情報共有を行っております。今後同様の事案が発生しないよう再発防止に取り組んで参りたいと考えております。

(委員長)

他に御意見、御質問等がなければ、(公財)山梨県農業振興公社の事務処理ミスの対応状況について、報告及び質疑を終了いたします。ありがとうございました。

(3) 議事

県出資法人の経営状況等について総合的な評価を行った。主な審査内容は次のとおり。

(委員長)

県出資法人経営評価について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

県出資法人経営評価につきましては、「県出資法人経営健全化プラン」に基づく出資法人の経営健全化に向けた取組の1つであります。合理的、効率的な法人運営が可能となるよう、平成19年度から毎年度実施しているものです。1月22日、県庁の内部評価機関であります出資法人経営評価委員会を開催し、審査が行われたところです。審査件数が多く、法人も多岐に渡るため、お手数をお掛けしますが、専門的な知見から御審議をお願いいたします。詳細は担当から御説明いたします。

(事務局)

経営評価の制度概要及び経営評価の方法等について御説明いたします。

制度の概要でございますが、事前に配付させていただきました「令和2年度 県出資法人の経営評価について」を御覧ください。

経緯・位置づけでございます。行政評価の視点を踏まえた経営評価を平成19年度より本格実施しており、評価結果を県民に広く公表しているところでございます。

対象法人でございます。令和2年度の対象法人につきましては、県内に本拠を置く出資法人37法人のうち、前年度の総事業費が1千万円を超える法人で、県が経営に関与しないこととしている株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ及び解散が決定し残務処理を行っている山梨県土地開発公社を除く29法人となります。対象法人につきましては、令和元年度から変更等はありません。

次に、経営評価の流れ及び今後のスケジュールにつきまして御説明いたします。

各法人の自己評価に対し、法人所管部局が内容の検証等を行い、部局において所見を作成しております。所管部局から提出された経営評価書等について、行政経営管理課で確認・検証等を行っております。その後、1月22日に庁内において出資法人経営評価委員会を開催し、経営評価委員が経営状況の評価や事業の公共性などの行政的評価を行い、出資法人の運営を総合的に評価しております。本日の経営検討委員会は、経営検討委員の皆様、専門的・客観的な観点から総合評価を行っていただき、評価を決定していただくものでございます。決定された評価結果につきましては、所管部局を通じ、各出資法人に通知します。各出資法人及び所管部局において、評価結果をもとに今後の対応方針を作成していただき、対応していただきます。その後、3月下旬に県ホームページ及び県民情報センターで評価結果を公表いたします。併せて、報道機関に対しても情報提供を行います。

経営評価の方法について御説明申し上げます。経営評価の方法につきましては、「目的適合

性」、「計画性」、「組織運営の適正性」、「財務状況」、「効率性」の5つの評価の視点につきまして、「自己資本比率」や「借入金依存率」等、20項目余の評価指標に分けて評価しております。

次に警戒指標でございますが、評価指標のうち特に重要性が高い8項目、公益法人につきましては9項目を警戒指標として設定し、該当した場合は評価に反映させております。評価指標に基づき算定した得点と、警戒指標の該当数により、評価をA～Dの4段階でランク付けしております。

各法人の経営評価資料につきましては、法人の形態等によりまして、「公益法人用」、「株式会社用」、「その他の法人用」及び「その他の法人用②（社会福祉法人用）」の4種類に分けて作成しております。評価項目に若干の相異はございますが、基本的な評価方法や視点等には変わりありません。以上が経営評価制度の概要でございます。

令和2年度の経営評価の概要でございます。令和元年度決算に基づき評価を実施いたしましたところ、内訳につきましては、A評価が18法人、B評価が8法人、C評価が1法人、D評価が2法人となりました。評価が変動した法人の内訳は、B評価からA評価に上昇した法人が4法人、A評価からB評価に低下した法人が3法人、B評価からC評価に低下した法人が1法人でございます。

最後に、本日の審査方法について簡単に御説明申し上げます。A3版の「令和2年度 県出資法人経営評価結果・総合所見（案）」の総合的所見案を中心に、必要に応じて「出資法人経営評価書・資料」ファイルにございます個別の法人の経営評価書等を御覧いただきたいと思います。

審査方法について御説明申し上げます。A3版の資料でございますが、資料の構成は、1ページ目が「総合評価ランクがB→Cに低下した法人」、2ページ目が「総合評価ランクがA→Bに低下した法人」、3ページ目が「評価に変動のない法人のうちDランクの法人」、4ページ目が「評価に変動のない法人のうちBランクの法人」、5ページ目が「総合評価ランクがB→Aに上昇した法人」、6～8ページ目が「評価に変動のない法人のうちAランクの法人」となっております。1ページを1グループといたしまして、グループごとに審査していただきたく存じます。

各法人につきまして、法人の目的・事業、評価の概要、総合的所見案のうち主な内容を御説明いたしますので、御意見や御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

審査の方法につきましては以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。全部で8ページありますので、1ページごとに説明を受けまして、御質問や御意見をいただきたいと思います。1ページ目、「総合評価ランクがB→Cに低下した法人」について御説明をお願いいたします。

(事務局)

1番、「株式会社 清里の森管理公社」について御説明いたします。

当該法人は、県が設置している保健休養施設「清里の森」について、別荘地及び収益施設テニ

スコート等の管理運営等を実施している法人でございます。

評価結果につきましては、財務状況が47.8%で特に突出して低くなっておりまして、合計得点率が68.1%となっております。また、経常損益の赤字幅が非常に大きい状況でございまして、「経常損益」の警戒指標に該当しております。得点率及び警戒指標への該当数により総合評価はC評価となっております。

総合的所見案について簡単に御説明いたします。当社は、別荘関係収入や収益施設関係収入が主な収入の柱となっておりますが、近年は減収が続いておりまして過去5年間では平成28年度を除き赤字となっております。令和元年度決算においては、コスト削減等に努めましたが、別荘仲介手数料等が大幅な減収になったことから、経常損益ベースで、約600万円の赤字を計上しております。売上純利益も目標を3期連続で達成できていないことから、目的適合性が低い評価となっております。法人の純資産も約1,200万円まで落ち込んでおり、令和元年度決算との赤字があと2年続くと資産が負債を上回る債務超過に陥る状況であるため、経常損益の警戒指標に該当しております。さらに、赤字による現預金の減少から、流動負債が流動資産を上回っておりまして、流動比率が100%を割りこんでおります。純資産の減少により自己資本比率も低下しており、法人経営の安定性にも課題が生じております。

総合的所見案におきましては、これらの現状の課題を踏まえまして、良好な環境等、魅力ある清里の森の集客促進や空きテナント解消による貸付料の確保に全力で取り組むとともに、超感染症社会へ移行が進む社会情勢等も踏まえまして、県が運営する別荘地としての魅力を積極的にPRし、仲介手数料収入を確保することで収益向上を図ることとしています。

収入の確保と併せ、支出についても一步踏み込んだ経費削減を進め、別荘事業の需要拡大を捉えた黒字の確保が一過性のものとならないよう、安定的かつ持続的に黒字を確保できるような経営計画を策定するなどによりまして、抜本的な収支の改善に取り組み、経営基盤の回復を図っていくことが喫緊の課題であるとしております。

清里の森管理公社の説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。計数的な部分については既に評価されているので、例年と同様、主に総合的所見案について、修正等の検討をしていきたいと思っております。検討にあたり、法人の内容等についても、不明点等があると思っておりますので、御意見、御質問等をお願いいたします。

(委員)

5点お願いいたします。

1点目、経営評価書145ページの目標達成度の表について、目標1が「売上純利益額」となっておりますが、これは正しくは「売上総利益額」ではないでしょうか。

2点目、目標1、売上総利益額の令和元年度実績が81,686千円と記載されておりますが、152ページの損益計算書の、売上高から売上原価を控除した金額となっております。一般的な企業であれば、売上損益は直接財務諸表に載っているものかと思っておりますが、この資料には載っており

ません。売上総利益額を目標に設定しているので、表をみたらぱっと出てくるような表示の仕方はできないでしょうか。

3点目、C評価となったのは売上目標が達成できていないことが大きな要因であると思いますが、年々達成率が下がっている状況で、目標数値の設定が妥当なのか疑問です。目標数値はどのような方法で設定しているのでしょうか。

4点目、総合的所見案に、「別荘地としての魅力を積極的にPRし」とありまして、重要なことだと思いますが、コストをかけない形で具体的にどのようにPRしていくのでしょうか。

5点目、別荘に興味を持つ人が増えているということで、PRのチャンスではありますが、この状況で1・2年は収益が向上したとしても、その後どうなるのかは分からないと思います。別荘需要の拡大というチャンスを今後のPRにどのように繋げていくのか。是非今後に繋げていただきたいという意見です。

(事務局)

1点目、「売上純利益額」、「売上総利益額」でございますが、令和元年度の目標額93,160千円につきましては、委員御指摘のとおり、売上高から売上原価を控除した金額となっております。具体的には、公社が策定している予算実施計画の「売上総利益」が目標値となっておりますので、「純利益」を「総利益」に修正いたします。

2点目、売上高から売上原価を控除した売上総利益の表示が、経営評価書にはなく、分かりにくいという御指摘でございます。委員御指摘のとおり、株式会社型の法人においては、売上総利益額が一つの重要なファクターになるかと思っておりますので、委員の御意見を踏まえまして、経営評価の様式につきましては、検討させていただきたいと思っております。

3点目の目標設定の方法でございますが、委員御指摘のとおり、目標と実績の乖離が続いております。この点につき、公社所管課にヒアリングを行いましたところ、予算の策定方法に課題があるということでございます。所管課におきまして、目標（予算）と実績の乖離は課題として捉えておりまして、現在、公社において令和3年度以降の次期経営計画を策定しているところですが、所管課において売上高を厳密に見込むよう指導しているとのことですので、次期計画においては、こういった乖離も解消し、より現実的な目標となるのではないかと考えております。

4点目のPRの方法でございますが、公社におきましては、地域のNPO法人である「清里観光振興会」に参加しており、地域と連携しながら、PR等に努めていただいているというところでございます。また、公社役員が「やまなし自然首都圏構想研究会」に参加しておりまして、移住や二拠点居住を推進している県とも連携しながら、事業を実施しております。

(委員)

「移住や二拠点居住を推進する県との連携が求められる」という点については、記載したほうがより具体的な記述になると思っております。

(事務局)

移住や二拠点居住について、「引き続き連携していく必要がある」あるいは「連携が重要である」

旨を追記する方向で調整いたします。

5点目、先程の回答と一部重複するという部分がございますが、委員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、別荘需要の増という機会を捉えて収益を伸ばすことだけでなく、収益向上を一過性のものとすることなく、持続的に収益を確保していくことが重要であると承知しております。公社では、地域との連携による観光振興等の取組に加え、令和2年度からは民間会社に企画運営等を委託する取組も始めております。収益を安定的に確保するため、支出を継続的に抑えながら、収入を確保できるよう、収支構造自体を抜本的に改善し、経営体質を強靱化していくことが公社の今後の課題であると考えております。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

移住や二拠点居住については事務局で修正を検討するということですが、他にも議論の中で修正が出てくると思いますので、後程どのような取扱とするかを決めさせていただきたいと思えます。

(委員)

令和元年度決算においては、売上高が83,637千円、売上原価が1,951千円ということで、これらを相殺した売上総利益額を目標に設定しているとのことですが、売上高に比べ売上原価が過少ではないでしょうか。

(事務局)

公社の主な事業は別荘地の管理運営等として、製造業でものづくりをしているような企業と異なり、人件費等で経費がかかっておりますので、法人の事業形態によるものと承知しております。

(委員)

人件費は販売費及び一般管理費に計上しているわけですね。仕入業や製造業ではないので、売上原価に計上されるような目ぼしいものは、そもそも発生しない事業モデルという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。公社の決算で売上原価として計上されておりますのは、卸高、仕入高というような項目となっております。

(委員)

その表現ですと、何か物品を仕入れているということになりますね。

(事務局)

公社は収益施設として売店等を運営しておりますので、売店で販売している商品を仕入れているのではないかと推測されますが、念のため所管課に確認いたします。おそらくですが、主な事業である別荘地の管理運営にはよらない事業で計上されているものかと存じます。

(委員)

直感的な感覚で申し訳ないのですが、収入との対応関係でいくと、人件費は売上原価にはならないのでしょうか。役務提供業の場合、その役務提供収入を得るための人件費は、売上原価になっているケースも多いような気がします。ただ、他の委員が見て、これで問題ないということであれば結構です。

それから、基本的な法人情報についてお尋ねします。公社に対する出資者として「山梨県」、「念場ヶ原山保護財産区」、「(株) 清里の森管理公社」が記載されておりますが、公社が出資者とはどのようなことでしょうか。

(事務局)

公社設立時には、県が7,000千円を出資しておりましたが、公社が経営していく中で、県出資の7,000千円のうち2,500千円の株式について、公社に自己保有していただくことになりまして、県から公社に株式を有償譲渡しております。

(委員)

いわゆる民間会社でいう自己株式みたいなものですか。

(事務局)

お見込みのとおりでございます。

(委員)

そういたしますと、その分は純資産から控除されているわけですか。

(事務局)

貸借対照表で申し上げますと、純資産に「自己株式 △2,500千円」として計上されております。また、経営評価書で申し上げますと、142ページの「財務状況」の資本金の中段、「資本剰余金」という欄がございますが、そこに「△2,500千円」と計上しております。

(委員)

わかりました。総合的所見案の2点目、「加えて、共益費の過大徴収に係る返還金を特別に計上したことにより、当期純利益赤字がさらに上乘せされ、繰越利益剰余金がマイナスになる」とありまして、言おうとしていることは分かりますが、決算を見ると、平成29年度、平成30年度も当期純損失で計上しております。プラスの利益の場合は「当期純利益」、マイナスの利益、すな

わち赤字の場合は「当期純損失」というように、プラスとマイナスで用語が異なります。前期も前々期も当期純損失なので、正しくは「当期純損失が拡大し」という表現になると思います。その後の「繰越利益剰余金がマイナス」については、「繰越利益剰余金」にはプラスとマイナスの両方で用いますので、こちらの表現は問題ありません。制度会計上の用語では、フローの場合は「利益」と「損失」を使い分けて、ストックの場合は「利益剰余金」の「プラス」と「マイナス」で表現しますので、違和感がありました。

(事務局)

ありがとうございます。より正確な表現となるよう、当該箇所を「当期純損失が拡大し」に修正いたします。

(委員)

それから、清里の森管理公社だけの問題点ではありませんが、経営評価の視点として、「目的適合性」から「効率性」までの5つの視点があり、経営評価書にレーダーチャートが掲載されています。今変えるべきということではありませんが、疑問に思うのは、「令和2年度 経営評価結果の概要」で、全法人経営評価の平均得点率がございますよね。これを見ると目的適合性82.8%から効率性73.1%となっておりますが、「目的適合性」、「計画性」、「組織運営の適正性」の3つは定性評価、いわば主観的評価であって、数字で表すものではない。一方、「財務状況」と「効率性」というのは、定量評価、客観的評価ですよ。

(事務局)

委員御指摘のとおりでございます。財務状況及び効率性の指標のうち定量的なものについては、財務諸表の数値から自動で得点が計算されます。

(委員)

5つの視点のうち、得点率が低いのは効率性と財務状況で、定量評価の視点です。一方、定性評価のうち、特に計画性と組織適正性は得点率がほぼ100%と高くなっております。ということは、見方といたしまして、定量評価では悪い数値が出ているにもかかわらず、計画性や組織適正性は問題ない、といった評価が全般的に行われているのではないのかという心配があります。目的適合性は82.8%ですから、財務状況とある程度リンクしているようにも思われますが、見方によっては、計画性や組織適正性には問題ないけれども、結果がついてきていないともとれると思います。財務状況や効率性で悪い数値が出てきたときに、本当にその前の段階の計画性や組織適正性に問題はないのかということ、より慎重に見直すことを意識しないと、理念はよいが、実際にはそのような評価になっていないと思われてしまうのではないかと思います。全般的な評価のことで、継続性の問題もあるので、すぐに見直してくださいということではないが、その点が少し気になりました。

(事務局)

一例として、法人の財務状況が悪化している一方、計画性の評価指標のうち、「年次計画・実績の差異分析」には問題がないという評価になっているというような傾向があるかもしれません。委員御指摘のとおり、長期的には検討していかなければならない課題であると存じます。御指摘ありがとうございます。

(委員)

私から2点お願いがございませう。

1点目、経営評価書143ページの計画性の欄に、令和2年度まで「第三次経営計画に基づき諸対策に取り組んでいる」とあり、144ページにも、「令和2年度中に第四次経営計画を策定する」という旨の記載があります。策定中の次期経営計画につきましては、この時期ですので大まかな部分はできていると思います。次期計画の基幹となるような部分、今後の法人の方向性等を把握しておいたほうが、より効果的な審議が行えるのではないかと思いますので、各法人において、翌年度に向けて今後の経営を左右するような計画を策定している場合については、参考資料として提出していただきたい。公社以外の法人についても、経営計画を策定し、計画に基づき法人を運営していくと思いますので、特に新しい計画を策定する際には、その方向性というのは極めて大事だと思います。

2点目、141ページの公社の組織について、プロパー職員はいずれも50歳代で5名、平均年齢が54歳、平均年収が5,991千円となっておりますが、営業収益と比べ人件費の割合はどうか。また、採用計画といたしましては、令和4年度に2名、事務職と技術職を採用すると記載されておりますが、公社の営業収益等から考えていて、それだけの余力があるのか心配だと思います。職員の年齢構成も50歳代に偏っているようにみえます。採用計画も含め、より長期的に公社の運営管理のあり方を御検討されたほうが良いのではないのでしょうか。

(事務局)

委員が懸念されている点、職員の年齢構成の偏りや経営状況等を踏まえた採用計画につきまして、長期的な視点から慎重に検討していただくよう、所管課には伝達させていただきたいと思ひます。

(委員)

施設の魅力というところで、公社は別荘を管理している法人なので、ハード面の整備は県が行うのでしょうか。当然ソフト面での努力という部分も多分にあると思いますが、別荘なので、綺麗な環境を提供することで、はじめて入居者が増えて、収益も向上すると思ひます。総合的所見に追記していただきたいということではありませんが、公社は施設管理をしている法人であり、施設が整備されてはじめて管理・運営ができるという視点もあると思ひますので、公社の努力だけではちょっと難しい部分があるのかなと思ひました。

(事務局)

県と公社の役割分担と申しますか、ハード面、ソフト面においてどのように連携していくかという点につきましては、確認させていただきます。

(委員長)

「売上純利益額」を「売上総利益額」に修正すること、「移住、二拠点居住」の追記について御意見をいただきましたので、また検討したいと思います。

2 ページ目、「総合評価ランクがA→Bに低下した法人」について御説明をお願いいたします。

(事務局)

総合評価ランクがA→Bに低下した3法人について御説明いたします。

2番、「公益社団法人 山梨県私学教育振興会」について御説明いたします。

当該法人につきましては、県内の私学教育振興のため、学校運営に必要な資金の貸付や助成、教職員等の退職手当支給に必要な資金の学校法人への給付等を行っている法人です。経営評価については、合計が75.3%となり、評価がAからBへと低下しています。総合的所見についてですが、まず、目的適合性の低下について記載しています。目的適合性の低下については、資金貸付事業における新規の借入申込額が目標を下回ったためですが、年度末の貸付残高は増加傾向にあるため、一定の成果を上げていると考えられると記載しました。次に、効率性についてですが、こちらは事業費の減少により人件費比率及び管理費比率が上昇したため効率性が低下しています。ただし、事業費の減少は主に退職一時金の給付額の減少によるものであることから、効率性の低下は限定的なものであると考えられます。また、法人の正味財産は2億5千万円ほどありますが、毎年2～3百万円ずつ減少しています。全体からすると1%程度ではありますが、減少傾向にあるため、効率的な事業執行や資金貸付事業の貸付件数・貸付額の増加に取り組む必要があると記載しています。

3番、「一般財団法人 山梨県地場産業センター」について御説明いたします。

当該法人につきましては、地場産業の健全な育成等を実施しておりまして、かいてらすの地場産業製品の展示販売及び当該施設の管理運営などを行っています。評価結果については、目的適合性、財務状況及び効率性が60%台と低い得点率となっており、合計が72.3%となり、AからBへと低下しています。総合的所見についてですが、特に得点率が低い目的適合性、財務状況、効率性の3つのそれぞれの視点を記載しています。目的適合性の低下につきましては、入館者数や売上といった目標が毎年達成できていないことによります。財務状況の悪化は、経常損益が黒字から赤字に転換したこと、売上の減少等により流動比率が悪化したことが原因です。効率性については、収入の減少により人件費比率及び管理費比率が悪化したため、効率性が下がったことを記載しています。また、当該法人は、新型コロナウイルス感染症の影響で2月から3月に大幅な減収が生じておりまして、評価に一定の影響を与えたと考えられます。コロナウイルスの影響は令和2年度も続いているところですが、売上げの減少傾向はコロナウイルスの感染拡大以前から生じている状況のため、感染症に強い経営への転換の必要性に加え、ネット販売等による販路拡大の必要性について記載しています。

4番、「株式会社 山梨食肉流通センター」について御説明いたします。

当法人については、食肉地方卸売市場の運営等を行っている法人です。評価結果については、合計得点率が77.7%となっており、総合評価がAからBへと低下しました。総合的所見についてですが、令和元年度におきましては、当該センターに搬入された豚で豚熱、当時は「豚コレラ」の名称で報道されていましたが、伝染病が確認され、一定期間と畜場を閉鎖し、約20トンの加工肉の処分や施設の消毒が行われるという事態が生じました。これにより、受託販売手数料やと畜解体料といった売上が減少し、財務状況の悪化につながったことを記載しています。また、豚熱の影響で、3件の生産者が廃業し、肉豚の供給力が低下してしまっていることや、令和2年度は新型コロナウイルスの影響による需要の低迷等が想定されることから、それらへ対応するための集荷活動の強化や商品開発、販路開拓の必要性等について記載しました。

以上、3法人につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員)

1点目、私学教育振興会について質問です。目的適合性が前年度から低下しているということが大きいと思うのですが、経営評価書61ページを見ていただくと、目標の内容、設定の考え方として、「過去3年間の貸付実績値の平均を目標値として設定」とあります。前年度実績値が非常に多かったから目標値が上昇してしまい、達成度が下がっているということだと思うのですが、そういたしますと、過去3年間で実績値が多い年があれば、未達成になる可能性が高いと考えられます。当法人は、過去も上昇と低下を2、3年のサイクルで繰り返している法人なのか。

2点目、私学教育振興会だけではなく、全体の評価にも関連するところではありますが、目標の設定というのが非常に難しいと感じます。評価の継続性は非常に大事なところがあるので、どうすればいいのかというのはなかなか難しいのですが、各法人で目標の設定方法がバラバラになっておりますので、29法人を評価するにあたり、何か統一的な視点といったものを、今後考えていかなければならないのではないかと思います。

3点目、地場産業センターについての質問ですが、総合的所見案に「ネットショップ等新たな取引形態の導入により販路開拓をするなど」と記載がありますが、既にネット販売は始めているのでしょうか。

食肉流通センターについては特にありません。以上です。

(事務局)

1点目、私学教育振興会の目標は毎年変動するののかについてですが、委員お見込みのとおりでありまして、例えば平成30年度は、幼稚園関係の需要が拡大したことにより、貸付件数が増加しております。法人側の事業のPRも重要であります。私立学校側の需要によっても大きく増減いたします。

2点目、目標設定に係る統一的な視点についてであります。現状ですと評価の継続性を重視しており、法人所管課に対しては、原則として、法人が策定している経営計画等の目標を設定すること、目標は過年度に設定したものから変更しないようにすることをお願いしております。評

価の適正化を図るための取組といたしましては、以前の経営検討委員会においていただいた御意見を踏まえまして、目標の重要度や比重に応じた「ウェイト」を導入しております。当法人の目標は1つなので、100%となっておりますが、複数の目標を設定している法人につきましては、目標ごとにウェイトを設定し、目標の重要性が評価に反映されるようにしております。一方、委員御指摘のとおり、目標設定がバラバラであったりですとか、法人によって厳しい目標を課している法人ほど、評価が低下したりですとか、そういった課題がございますので、今後検討していきたいと考えております。

3点目、地場産業センターについてですが、現状、当センターでは、訪れた観光客に対し販売を行っているということで、ネット販売は行っていないとのことです。ただし、準備は進めており、今後早急に始めたいということです。

(委員)

はい。

(委員)

特に大きな疑問点等はありませんが、私学教育振興会の効率性が44.4%と極端に数字が低くなっております。主因は何でしょうか。

(事務局)

当法人は、退職金の給付を行っておりますが、非常にボリュームがあり、年度によって変動しますので、それが事業費を押し下げる又は押し下げることで、効率性が変動いたします。

(委員)

そういたしますと、恒常的な問題ではないという見方もできますが、退職者数が多い年度には元の水準に戻るといえるのでしょうか。

(事務局)

お見込みのとおりでございます。

(委員)

その年度の固有の原因ということであれば、大きな問題ではない場合もあるかと思っておりますので、数値の成り立ちをしっかりと追うとともに、県民にも説明できるようにしておく姿勢が必要であると思われました。以上です。

(委員)

関連して、退職一時金というのは、当法人は私立学校の教職員が資金を積み立て、退職資金を給付する事業を行っておりますが、その事業費のことでしょうか。

(事務局)

委員御指摘のとおり、法人が事業として実施している私立学校教職員に対する退職給付に係る一時金です。

(委員)

「退職一時金」だけだと、法人職員が退職する際の一時金と誤認されてしまいますので、法人の事業に係る私立学校教職員への給付であることがわかるように追記したらいかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。退職一時金が事業に関するものであることがわかるように追記いたします。

(委員)

食肉流通センターですが、豚熱、いわゆる豚コレラ等の発生によって、県内の肉豚の供給力が落ちているという説明がございました。この点につきまして、養豚農家が今後も食肉流通センターを活用できるよう、県農政部等と協議・連携を深めるといふ旨の記載を御検討いただきたいと思っております。豚熱だけではなく、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病は近年多く発生しており、鳥インフルエンザであれば、何万羽も殺処分しなければならない。畜産農家にとって極めて大きな打撃になると思っておりますので、そういうことも見越して、畜産振興等について県との連携を強化する必要があるという点について、追記の検討をお願いしたいと思います。

(事務局)

農政畜産課をはじめ、県との連携を強化して家畜伝染病に対応する必要がある旨を追記いたします。

(委員長)

私学教育振興会につきましては、退職金の給付を事業としてやっているということがわかるよう、工夫して追記していただければと思います。食肉流通センターにつきましては、県との連携による家畜伝染病防止等について明記するよう検討をお願いします。

他になければ、3ページ目、「評価に変動のない法人のうちDランクの法人」について御説明をお願いいたします。

(事務局)

評価に変動のない法人のうち、Dランクの2法人について御説明いたします。

5番、「公益財団法人 山梨県環境整備事業団」について御説明いたします。

当法人につきましては、環境整備センター（明野処分場）につきまして、汚染水の処理等の維持管理を行っている法人です。センターの整備・運営により生じた損失については、県の経営支援補助金により補填を受けております。また、山梨県市町村総合事務組合から委託を受けており、

境川の一般廃棄物最終処分場の運営及び維持管理を行っております。評価結果につきましては、合計得点率は77.8%となっております。また警戒指標の流動比率、将来負担見込、債務処理補助等の3項目に該当していることから、評価結果はDとなっております。総合的所見案についてですが、当該法人については、山梨中央銀行からの借入金264,800千円が流動負債に計上されておりますので、流動比率の警戒指標に該当しております。また、県から補助金や損失補償を受けていることから、将来負担見込及び債務処理補助等の警戒指標にも該当しております。令和元年度においては、境川の一般廃棄物最終処分場の完成に伴いまして、工事に係る委託料収入及び工事請負費約18億円を計上しなくなったことから、財務規模が大幅に縮小しております。これにより人件費比率及び管理費比率が上昇しておりますが、一方で県派遣職員を減員するなど要員の見直し等を行っており、人件費の低減が図られている状況です。引き続き、境川の処分場について、維持管理を適切に実施する必要があるとしており、環境整備センターについては、改革プランに基づきまして維持管理コストの縮減を図りながら、県の財政支援のもとで経営改善、債務処理に取り組んでいく必要があるとしています。

6番、「山梨県住宅供給公社」について御説明いたします。

当法人は、改革プランに基づき、県からの財政支援を受けながら、債務の解消を行っております。実施している事業といたしましては、県営住宅の管理代行、一般賃貸住宅の運営・管理、双葉・響が丘利便施設用地の賃貸などを実施しております。また、並行して事業の縮小整理も進めており、令和20年度を目途に解散する予定となっております。評価結果ですが、得点率は84.0%と80%以上となっておりますが、警戒指標4項目に該当しているためD評価となっております。総合所見についてですが、令和元年度の債務処理の状況といたしましては、事業収益を着実に確保しており、補助金と合わせて、借入金及び繰越欠損金の圧縮が順調に進められている旨を記載しております。また、令和元年度包括外部監査において、業者への預け金が簿外処理となっている旨を指摘されたことを踏まえ、公社会計に計上し、管理の適正に行われていることを記載しております。今後につきましては、債務の解消に引き続き努めるとともに、事業の縮小整理を進めることとしております。併せまして、現行の第三次改革プランにおきましては、令和20年度に借入金残高と公社保有土地の実勢価格がバランスした上で解散することされておりますが、地価が下落した場合にはこのスキームについても変更、再検討しなければならない可能性も想定されることから、地価の動向にも注視する必要があるとしております。

以上、2法人につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

(委員)

住宅供給公社の総合的所見案について、「経常利益の黒字を確保しており、最終的に借入金の削減及び繰越欠損金の圧縮が順調に進められている」と記載されています。本業で黒字を確保するのも大事ですが、最終的には当期純利益が確保されている点が記載されていないと、経常利益ばかりを強調して、なぜ最終的な損益については言及がないのか、という見方をされてしまうかもしれません。このままでも良いかもしれませんが、経常利益の黒字を確保し、最終的に当期純利益を確保したというような形のほうが良いのではないかと。その点について意見をお聞かせください。

(委員)

「経常利益」や「当期純利益」といった項目が、他法人の総合的所見案も出てきていると思うが、使い方は統一されているのでしょうか。

(事務局)

経常外収益や特別利益を考慮しない、法人が通常行っている業務におきましても、黒字を確保しているということを明記するため、「経常利益」と記載しております。委員の御指摘のとおり、最終的な黒字を確保しているところを明記したほうがよろしければ、そのような記述への修正を検討させていただきたいと思います。

(委員)

気にする必要はないのかもしれませんが。

(委員)

経常利益は最も法人が重要視する利益でありますし、統一してもしなくても良いのかなと思います。本業で利益が出ていることを明記したいということで、了解しました。

(委員)

わかりました。修正については取り下げます。

(委員)

関連して、「経常利益」や「当期純利益」、民間企業であれば「営業利益」を標準とするケースも最近多いですが、その辺りはそれほど大きな問題ではないと思います。ただし、特に経常利益と当期純利益が大きく食い違う場合、例えば減損損失が発生した場合などは、情報として重要なので、総合的所見欄に原因を明記するということを徹底したほうがよろしいと思います。

2法人についての見解ですが、先ほどの清里の森管理公社の審査の際に全体の話として触れましたが、環境整備事業団は目的適合性、計画性、組織運営の適正性が全部100%となっております。一方、財務状況68.2%、効率性66.7%と低くなっておりますので、定性評価と定量評価の食い違いが特に顕著であるという印象を持ちました。以上です。

(委員)

環境整備事業団、住宅供給公社のどちらの法人も、過去の事業、例えば住宅供給公社についてはバブル崩壊後の住宅団地の販売不振、環境整備事業団については廃棄物最終処分場の問題により、経営状況が悪化しており、警戒指標への該当により、D評価が継続している状況となっております。一方、2法人とも経営努力を続けており、改革プランに基づきまして経営状況の改善等を図っておりますので、あまりDがずっと続くというのも、組織のモチベーションに影響しないかということがございます。警戒指標のうち、例えば「債務処理補助等」については、県としてスキームを決めて、それに基づいて債務を処理しており、今後もずっと続くものでありますの

で、長期的に見て本当に警戒指標として必要なのか、本年度どうという話ではないのですが、今後検討していただきたいと思います。以上でございます。

(事務局)

2 法人につきましては、それぞれD評価が、環境整備事業団において7期、住宅供給公社において8期と続いている状況でございますが、経営検討委員会で別途報告させていただいておりますとおり、それぞれ改革プランのスキームのもとで、債務を順次解消していただいている法人でもございます。評価方法を変更する場合には経営検討委員会にもお諮りする必要がありますが、今後検討させていただきたいと考えております。

(委員長)

4 ページ目、「評価に変動のない法人のうちBランクの法人」について御説明をお願いいたします。

(事務局)

評価に変動のない法人のうち、Bランクの5法人について御説明いたします。

7番、「公益財団法人 山梨県スポーツ協会」について御説明いたします。

当該法人については、県立5施設、例えば小瀬スポーツ公園等ですが、指定管理業務の受託、スポーツ振興事業等を実施している法人でございます。評価結果については、78.3%となり、引き続きB評価となっております。総合的所見についてですが、人件費が減少したことなどから、効率性が向上している一方で、スポーツ教室等の参加人数及び施設利用料収入は目標を下回ったことから、全体の目標達成率も100%を割り込み、目的適合性が低下しております。当法人は指定管理委託料収入が主な収入源であり、経営は安定しておりますが、法人の取組といたしまして、修繕や備品購入を行い、そういったところで県や利用者へ還元していることに加えまして、利用料収入が減収したこともありまして、一般正味財産増減額は赤字となっております。ただし、流動比率は高い値を維持しております。財務状況が極端に悪化しているものではないことを併記しております。今後、新型コロナウイルス感染症の更なる影響も見込まれることから、感染症対策を徹底しながら、施設の利用者数の回復を図っていく必要があるとしました。また、令和元年度から民間企業と連携していることを踏まえまして、当該企業のノウハウを活用しながら、事業の一層の充実や更なるサービスの向上に取り組む必要があるとしております。

8番、「更生保護法人 山梨県更生保護協会」について御説明いたします。

当該法人は、罪を犯してしまった人や非行のある青少年の更生を支援する法人として、更生保護施設の助成や保護観察対象者に対する金品の給与等を行っている法人です。評価結果については、B評価となっております。得点率は74.1%となっております。総合的所見についてですが、収入の減少を上回り支出が削減されたことにより財務状況が改善しています。また、効率性の評価が低下しているため、その要因を記載しています。具体的には、事業費の減少によるものであり、これは保護観察者の減少も一因であることから、必ずしも事業費の減少が悪いことではありませんが、主要事業である関係機関等への各種助成額が逡減傾向にあるため、関係機関と一体と

なった更生支援の充実強化に取り組んで行く必要があるとしています。収入に関しては、賛助会員からの会費や篤志家からの寄付金を中心となっておりますが、昨今の経済情勢を反映し、これらの収入が減少傾向にあることから、賛助会員の拡充や篤志家の発掘により、収入の確保に努める必要があると記載しました。加えて、クラウドファンディングのような取組が広く行われるようになってきた状況を踏まえ、インターネットを活用した財源確保についても検討していく必要があると記載しています。

9番、「社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団」について御説明いたします。

当該法人は、障害、老人、児童等の関係施設の運営等を行っております。障害のある方の施設ですとか、お年寄りの方の施設、もしくは児童関係の施設となっております。評価結果については、合計得点率は74.5%となり、総合評価はB評価となっております。総合的所見についてですが、平成30年度に障害関係施設である「きぼうの家」の移転改築を行っており、法人の財務状況に対する影響が令和元年度決算においても継続している状況です。具体的には、施設の減価償却費を費用計上しておりますので、経常損益が2期連続で赤字となっております。また、旧施設の解体に伴う建物等の除却によりまして、当期活動増減差額の赤字はさらに大きくなっていることから、純資産が減少しており、自己資本比率が低下しております。また、施設解体及び運営のための借入を行ったことにより、借入金依存率が上昇しております。これらの状況に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で、減収が見込まれることから、引き続き良質な福祉サービスを提供することにより施設の利用率向上に取り組む必要があるとしております。また、令和20年度には「もえぎ寮」の移転も控えていることなどから、財源確保に努める必要があるとしております。

10番、「公益財団法人 山梨県農業振興公社」について御説明いたします。

農地中間管理事業、就農支援、山梨県奨励品種の生産と供給などを行い、本県農業の維持・発展に取り組んでいます。評価結果については、得点率は82.2%となっておりますが、県が損失補償を行っているため、警戒指標の1項目に該当し、前年度と同様にB評価となっております。総合的所見についてですが、県が損失補償をしているため、B評価となっております。また、目的適合性が60%と低い数値となっております。理由としては、農地貸付面積や新規就農者数が毎年度目標を達成できていないことが要因です。当該法人は改革プランを策定し、長期借入金の返済に計画的に取り組んでいるところではありますが、効率性の目標を達成できていないことから、農地貸付面積の拡大や就農支援に取り組む必要があること、また、長期借入金の返済を計画どおり進めるため、積極的な事業の受託により収益性を確保する必要があることを記載しました。併せて、先ほど、担い手・農地対策課から御説明させていただきましたが、事務処理ミスが発生がございましたので、効率的な事務処理ミス防止策の実施を含め、内部統制体制の強化を図る必要があることを記載しました。

11番、「山梨県道路公社」について御説明いたします。

当法人につきましては、富士山有料道路及び雁坂トンネル有料道路の2路線の管理運営等を実施しております。評価結果ですが、得点率79.3%、加えて債務処理補助等の警戒指標に該当していることから、B評価となっております。総合的所見についてですが、県から長期の無利子貸付を受けていることから、警戒指標に該当しております。また、台風による通行止めや、新型コ

新型コロナウイルス感染症の影響で道路料金収入が減少したことにより、3期連続で経常赤字となっているところでございます。令和2年度については、特に富士山有料道路において、コロナの影響による交通量及び道路料金収入の減少が顕著に生じると見込まれますので、県による支援のもと、道路の安全管理を適正に実施しながら、事業の効率的な執行等に努め、経営を安定化させる必要があるとしています。

以上、5法人につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員)

農業振興公社の事務処理ミスについては、令和2年度の事案ですが、リスクマネジメント等の観点から評価結果に影響するのでしょうか。

(事務局)

経営評価書203ページでございしますが、組織運営の適正性の評価指標として「リスクマネジメント」がございまして、その中に「収入・支出事務について、複数人が事務決裁を行う体制となっている」という評価項目がございします。今般の事案発生は、チェックが有効に機能していなかったということが一因としてございまして、本年度の経営評価は主に令和元年度決算を対象とするものではございしますが、チェック体制ができていなかったのではないかと御意見がございましたら、当該評価項目の判定を「×」とすることについて検討させていただきたいと思ひます。

(委員)

来年度の評価に反映していただければよろしいかと思ひます。評価に影響するということがわかれば結構です。

(委員)

更生保護協会の効率性が47.1%となっておりますが、経営評価書45ページの出資法人の自己評価では、慶弔費の増加や保護観察対象者数の減少が効率性悪化の要因と記載されており、46ページの担当部局の所見においても、同様の記載がございします。慶弔費の増加というのは、例えば職員の御家族が亡くなったことなどが理由だと思ひますが、保護観察対象者数が少ないことで、どの数値にどのように影響するのかということが分かりづらかったので、御説明をお願いします。

(事務局)

経営評価書52ページの効率性の指標に「職員1人当たり役務提供実績」がございまして、役務等の内容として「保護観察対象者への金品給付」を設定しております。これについては、緊急保護観察対象者が減ると金品給付件数も減り、それに伴い職員1人当たりの提供実績が低下いたします。職員の業務が減っているように見えてしまうのですが、保護観察対象者の減少は必ずしも悪いことではありません。ただし、保護観察対象者が減ることで、効率性の評価が下がってし

まうということです。

(委員)

民間の事業会社でしたら、売上看見合った費用という見方をしますが、当法人の売上に相当するものは受取会費と寄付金がほとんどですよね。それと保護観察対象者数は必ずしもリンクしていないと思いますが、そのあたりはどうなのでしょう。

(事務局)

保護観察対象者が増えるからといって、会費や寄付金が増えるというわけではございません。

(委員)

そういたしますと、総合的所見案で、保護観察対象者が少なかったことで効率性の評価が低くなるというのが何を意味しているのかわからない。

(事務局)

職員の効率性を上げたからといって、金品給与件数を増やすことができるというものでもありませんので、法人所管課とも相談の上、金品給与件数を役務提供実績に算入することが効率性を評価する上で適切かどうか、検討させていただきたいと思います。

(委員)

お願いします。以上です。

(委員)

農業振興公社ですが、県においても内部統制に力を入れておまして、ミスの防止やミス発生時にどのように改善していくのかということを検討しておりますので、公社においても経営体制をしっかりとっていただきたいという意見です。以上です。

(委員長)

更生保護協会の効率性について検討していただきたいという御意見がありましたので、考慮していただければと思います。

5 ページ目、「総合評価ランクがB→Aに上昇した法人」について御説明をお願いいたします。

(事務局)

総合評価ランクがB→Aに上昇した4法人について御説明いたします。

1 2 番、「公益財団法人 山梨総合研究所」について御説明いたします。

当法人は、県や市町村の計画策定等に係る調査研究業務の受託や、地域社会の持続可能な発展を目的とした自主研究・自主事業等を実施しております。評価結果については、合計得点率が80.4%となり、総合評価がB評価からA評価に向上しています。総合的所見についてですが、市

町村の計画策定等に係る受託件数が増加したので、受託事業収益が大幅に増加し、4期ぶりに黒字を確保した旨、効率性の評価が改善した旨を記載しております。ただし、今後の法人の課題といたしまして、法人の主な収入は、市町村の調査・研究受託料であることから、市町村の計画策定等に係る調査案件数に大きく左右されるものになっております。そういったことを踏まえまして、受託案件の積極的な獲得やニーズを踏まえた案件の掘り起こし、付加価値の高い案件への取組等により、法人経営の長期的な安定化を図る必要があるとしております。また、自主事業の充実などにより、地域課題の解決にも取り組んでいく必要があるとしております。また、法人の設立目的に「本県の将来を担う人材の育成にも寄与する」とあることを踏まえ、県から法人に派遣されている職員が、派遣が終わって、県に戻った際に、法人で培った能力や調査研究手法等を県に還元できるような取組について検討する必要があるとしております。

13番、「公益社団法人 山梨県青果物経営安定基金協会」について、御説明いたします。

当法人は、果樹・野菜の生産農家の経営安定を支援するために、果樹農家が優良品種に植え替えを行う際の助成や、野菜の市場価格が基準を下回った際に価格補填を行う事業等を行っている法人です。評価結果については、合計得点率が83.3%となり、前年度のB評価からA評価となっております。総合的所見についてですが、財務状況の評価が向上し、A評価となっております。また、効率性の評価が下がっておりますが、こちらは、法人の経営努力が反映されにくい外的な要因により事業費が減少したことで、人件費及び管理費そのものに大きな変動はございません。ただし、当法人の基本的な課題といたしまして、管理費等の財源となる特定資産運用益が金利低迷により減少しており、事業積立資産を取り崩して事業を実施している状況であることから、正味財産の減少が続いております。これらを受けまして、経費の削減や事業の効果的・効率的執行により、法人経営の長期的な安定化に努める必要があるとしております。

14番、「公益社団法人 山梨県畜産協会」について、御説明いたします。

当法人は、畜産業の振興に寄与することを目的とした法人であり、畜産業者の経営安定や保健衛生などに関する指導、肉用牛生産者に対する補給金の交付などを行っています。評価結果については、得点率85.9%となっております。総合的所見についてですが、平成30年度決算ベースにおきましては、肉用牛肥育経営安定特別対策事業、これは国の補助金と畜産農家の負担金によって造成した基金から、収益性の悪化した畜産農家へ交付金を交付する事業になりますが、この事業の国の制度変更に伴い、基金として積み立てていた補助金を国へ返還したことから、流動比率が低下した状況でございます。令和元年度は平成30年度と異なりまして、それらの影響がなくなったため、財務状況が改善し、再びA評価となっております。また、収入の約6割を受託事業と補助金、残る4割を負担金等が占め、収入が全体として他者に依存しているため、より自主事業の拡大に取り組む必要があるとしております。

15番、「公益財団法人 山梨県青少年協会」について、御説明いたします。

当法人におきましては、青少年センター等、県立4施設の指定管理業務の受託等を通じた、青少年の健全育成事業を実施しております。また、平成30年度までは県立科学館の指定管理も受託していましたが、平成30年度末をもって指定が終了している法人です。評価結果ですが、合計得点率が83.3%、評価がAに向上しています。総合的所見についてですが、一般的な傾向といたしまして、令和元年度は、法人の収入の多くを占めていた科学館の指定管理を受託できなく

なった最初の年度であり、法人の組織・運営体制や財務状況等に大きな変動がございました。具体的には、法人の事業規模が半分以下に縮小しましたが、組織や運営等の見直しを行ったことにより、黒字は確保されています。また、平成30年度には科学館の指定管理業務終了に伴う事務手続等により、財務状況の指標が一時悪化しておりましたが、令和元年度には概ね改善しました。一方、人件費及び管理費も科学館の指定管理業務終了に伴いまして減少しましたが、事業規模の縮小に見合うまでの減少ではなかったことから、相対的に人件費比率及び管理費比率が上昇し、効率性の評価が低下しています。法人の現下の課題といたしまして、現在指定管理を受託している県立4施設すべてにおいて、利用者数が減少しており、今後新型コロナウイルス感染症の更なる影響も見込まれることから、感染症対策を徹底しながら、県民ニーズを反映した事業を実施していくことにより、利用者数の回復を図っていく必要があるとしました。

以上、4法人につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員)

細かい点ですが、青少年協会の総合的所見案の「未収金、未払金の清算」は、正しくは「精算」だと思いますので、修正していただきたい。

(事務局)

修正いたします。

(委員)

もう1点、青少年協会ですが、科学館の指定管理が4年間受けられなくなり、初年度はこういう状況であったということですので、この4年間を見据え、財務体質の改善をよく図っていただきたいという感想でございます。以上でございます。

(委員長)

「清算」を「精算」に修正していただくということ、もう1点は意見ということによろしいでしょうか。

それでは、6ページ目、「評価に変動のない法人のうちAランクの法人①」について御説明をお願いいたします。

(事務局)

評価に変動のないAランクの法人のうち、5法人について御説明いたします。

16番、「公益財団法人 山梨県国際交流協会」について御説明いたします。

当法人は、国際交流センターの指定管理の受託や、やまなし外国人相談センターの運営等、多文化共生の社会づくりに関する事業、その他、国際交流、国際協力、国際理解に関する事業等を実施しております。評価結果については、合計得点率は90.0%と高く、総合評価も前年度に引き続きA評価となっております。総合的所見についてですが、法人の主要財源が指定管理委託料収入であることから経営は安定している旨や、効率性の評価が低下した要因等を記載しておりま

す。具体的には、やまなし外国人相談センターの運営にあたり職員を増員したことなどから人件費が増加したこと、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会議室の貸出を休止したことにより施設利用者数が減少したことで、評価が低下しております。また、新型コロナウイルス感染症が外国人の生活に大きな影響を与えていることを踏まえ、相談センターの運営等を通じた外国人へのきめ細かな支援や、外国人にも理解しやすい言語による積極的な情報発信等により、多文化共生を推進していく必要があるとしております。

17番、「公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター」について御説明いたします。

当法人は、理容業、美容業、旅館ホテル業等の生活衛生関係営業を営む事業者に対する衛生施設の改善や経営相談指導事業、標準営業約款、いわゆるSマークの登録普及促進事業等を実施しております。評価結果については、合計得点率は前年度と同様92.0%となり、総合評価も前年度に引き続きA評価となっております。総合的所見についてですが、当該法人は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、県に一つのみ指定された法人であり、国庫及び県補助金を主な財源として運営されていることから、安定した経営となっております。生活衛生営業に係る相談指導件数、研修回等の実施回数、研修会等への参加者数が目標を上回っている一方、自主財源比率については、法人の貴重な自主財源であるSマークの登録手数料が各事業者の登録更新のタイミングに左右されることもあり、目標を達成しておりません。新型コロナウイルス感染症の影響により、旅館ホテル業や理容・美容業等の事業者が大きな影響を受けていることから、引き続き、日本政策金融公庫の融資制度の活用や感染症拡大防止対策に関する研修の実施等、事業者の経営健全化や衛生施設の改善向上等に資するきめ細かな事業実施に取り組む必要があるとしています。

18番、「公益財団法人 山梨県健康管理事業団」について御説明いたします。

当法人は、一般住民検診、学校検診、事業所検診等の各種検診事業を実施しております。評価結果については、合計得点率は87.0%で、総合評価はA評価となっております。総合的所見についてですが、当該法人は、収益性が低く民間事業者が敬遠しがちな中山間地域においても住民検診を積極的に受託するなど、公益法人としての役割を果たしながら、一般正味財産増減額の黒字を確保しております。一方、住民検診収入、乳がん検診受診者は平成30年度より減少しており、目標を達成できなかったことから、目的適合性の評価は低くなっております。今後、特に中山間地域における人口減少等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、住民検診の受診者のさらなる減少が見込まれますので、周知活動の強化等による積極的な受診促進に取り組み、受診件数及び受診率の向上を図る必要があるとしております。また、法人では、高精度の検診施設の整備にあたり、現在毎年1,000万円ずつ積立を行いながら、候補地の選定を進めておりますが、人口減少や他の検診機関との競合状況等も踏まえ、慎重に検討する必要があるとしております。

19番、「公益財団法人 山梨県緑化推進機構」について御説明いたします。

当法人は、基金の運用益を財源とする緑化活動の普及啓発事業や、緑の募金を財源として、各種団体が行う森林整備活動や緑化推進活動に対して交付金の交付を行う、緑の募金公募事業等を実施しています。評価結果については、合計得点率は83.5%であり、A評価となっております。総合的所見についてですが、当該法人は緑の募金や基金の運用益を主な財源として事業を行

う法人ですが、令和元年度は、関係団体に対し募金への協力の取組を拡大したことで、団体募金収入が増加しました。また、緑の募金公募事業を収入に見合った内容に縮小したことから、5期ぶりに黒字を確保しております。一方、事業規模が縮小する中、固定的な経費である人件費及び管理費は横ばいか増加傾向であり、効率性が低迷する要因となっております。以上も踏まえ、効率的な事業執行が必要であること、緑の募金収入の一層の確保のため、インターネットやキャッシュレス決済の活用等、超感染症社会にも対応した募金方法の多様化について検討していく必要があるとしました。また、森づくりや緑化活動を広めるため、新たな活動にも積極的に取り組んでいく必要があるとしております。

20番、「公益財団法人 やまなし産業支援機構」について御説明いたします。

当法人は、県内中小企業等の総合支援機関として、経営基盤強化の支援、新事業展開の支援、販路開拓の支援、産業交流・連携等に関する事業を行っております。評価結果については、財務状況が改善したことから、合計得点率は89.1%となり、A評価となっております。総合的所見についてですが、令和元年度は4期連続で一般正味財産増減額が黒字となり、正味財産が増加したことなどから、自己資本比率が向上しております。また、借入金依存率も低下しており、財務状況が改善しております。一方、法人では、経営基盤強化支援として、設備投資を行う企業に対し低利で設備の割賦販売やリースを行う設備貸与事業を実施しておりますが、市中金融機関の融資利率低下等で、事業の利用実績は減少傾向にあります。これに付随して、設備貸与事業の縮小により、経常費用が減少した一方、人件費が増加したことから、効率性の評価が低くなっております。新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増していることから、中小企業の総合支援機関として、各種事業を積極的に実施する必要があるとしております。また、設備貸与事業の利用促進にも取り組み、超感染症社会を見据えた企業の設備投資を積極的に支援していく必要があるとしております。

以上、5法人につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員)

健康管理事業団は、コロナウイルスワクチン接種事業に直接・間接的に関与するのでしょうか。

(事務局)

所管課に確認いたします。

(委員)

国際交流協会について、経営評価書15ページの「主要事業の概要」で、「国際交流に関する事業」と「多文化共生の社会づくりに関する事業」で、それぞれ事業費が計上されています。一方、27ページの主たる事業の実施状況で、「国際理解促進事業、国際親善交流事業」及び「多文化共生事業」の開催回数が、3年間0回となっております。これだと、事業を実施していないように見えてしまい、総合的所見とも合わないのので、資料を精査してください。以上です。

(事務局)

所管課に確認し、資料を修正いたします。

(委員)

総合的所見案に記載されている「超感染症社会」は、山梨県の政策用語なのですね。感想です。

(委員長)

それでは、7ページ目、「評価に変動のない法人のうちAランクの法人②」について御説明をお願いいたします。

(事務局)

評価に変動のないAランクの法人のうち、次の5法人について御説明いたします。

21番、「山梨県信用保証協会」について御説明いたします。

当法人は、県内中小企業等が金融機関から貸付等を受ける場合、その債務を保証する業務を行っております。また、中小企業等に対する経営の改善等に係る支援業務も行っております。評価結果については、効率性が前年度よりも向上し、合計得点率は93.6%となり、A評価となっております。総合的所見についてですが、令和元年度は、保証料収入の増加により引き続き当期純利益を確保していることや、経常収入の増加に対し、人件費及び管理費は減少しており、効率性が向上していることなど、法人の経営状況は良好なものとなっております。保証制度が活発に利用されたことから、保証承諾金額及び保証債務残高が増加しております。一方、代位弁済額の増加や、法人が代位弁済した債務者から回収した金額の減少もみられ、法人にとっての経営リスクとなっております。新型コロナウイルス感染症の影響で、中小企業の資金繰りは厳しさを増していることから、セーフティネット保証制度等を通じ、企業の円滑な資金調達を支援していく必要があるとしております。一方、保証の増加に伴い、代位弁済額も増加することが懸念されることから、保証先の経営支援による代位弁済の未然防止を図るなどして、引き続き法人の健全経営を維持していく必要があるとしております。

22番、「山梨県農業信用基金協会」について御説明いたします。

当法人は、農業信用保証保険法に基づき、農業者等が融資を受ける際に債務保証を行うことにより、資金の融通を円滑にさせ農業経営の改善に資することを目的として設立された法人であり、農業者等への債務保証が主な業務となっております。評価結果については、全ての評価項目が80%を越えているため、前年度と同様にA評価となっております。総合的所見についてですが、当期純利益の黒字が続いており、資本金の増が継続していることから、安定した財政基盤が構築されていると判断できます。また、効率性が上昇しておりますので、その理由を記載しています。具体的には、職員数が管理費比率と職員1人当たり貸し付け等取り扱い実績の評点の上昇によります。もう一点、留意点として、債務保証の新規引受数、保証残高ともに増加しており、業務量が增大しているため、令和2年度はプロパー職員を2名雇用していることから、増員に見合う事業の拡大や効率的な事業執行を図る必要があると記載いたしました。

23番、「公益社団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター」について御説明いたしま

す。

当法人は、農家から排出（搬入）される農業用廃プラスチックを一元的に収集・分別し、リサイクル等可能なものについては有価販売し、又はリサイクル等ができないものについては有料処分を行うことで、農業振興と環境保全対策に資する事業を実施している法人です。評価結果についてですが、合計得点率は80.4%であり、A評価を維持しております。総合的所見についてですが、中国における農業用廃プラスチックの輸入禁止措置により、これまでも、処理委託費用の増加等、法人経営の影響が生じておりましたが、令和元年度は、従来有価販売を行っていた農業用ビニール（農ビ）を有料処理しなければならなくなりました。これにより、リサイクル率が法人の経営計画に定める目標80%を下回る68%となったことから、目的適合性が低下しました。また、農業用ビニールの有料処理に伴う処理費の増加に加え、修繕費の増加もあり、一般正味財産増減額が赤字となっております。また、法人の長期的な課題といたしまして、農家の減少等により、農業用廃プラスチックの収集・処理量等が減少傾向にあります。以上を踏まえ、引き続き、搬入量の維持やリサイクル率の向上に取り組み、有価販売による事業収益の確保を図るとともに、事業の効率的な執行にも引き続き努める必要があるとしております。

24番、「公益財団法人 山梨県子牛育成協会」について御説明いたします。

当法人は、大家畜の生産振興に寄与することを目的とした法人であり、主な業務は県の八ヶ岳牧場及びまきば公園の指定管理となっております。評価結果については、全ての評価項目が80%を越え、合計が93.5%となっているため、A評価となっております。総合所見についてですが、まず、八ヶ岳牧場やまきば公園といった県の2施設の指定管理を行っていることから、県からの指定管理料と施設運営による利用料収入が収入全体の97%以上を占めていることを記載し、その次に財務状況が改善した要因を記載しています。当該法人は黒字経営が続いていることから、健全な経営が維持されていると判断できますが、県内で飼育されている牛の頭数が減少していることや令和元年度は、牛の感染症であるヨーネ病の発生により、八ヶ岳牧場で県内の酪農家から預かる牛の受託頭数が目標数を確保できなかったため、受託頭数の確保や改良増殖による県内の頭数増加に取り組む必要があることを記載しています。また、まきば公園の利用者数が目標を達成できていない状況が続いているため、利用者の増加を図る必要があることも合わせて記載しました。

25番、「公益財団法人 山梨県馬事振興センター」について御説明いたします。

当法人は、馬術技術の普及と、優良乗用馬の育成・供給等を行い、もって畜産の振興に寄与することを目的とした法人であり、県馬術競技場の管理や、馬術競技場への大会・合宿の誘致が主な事業となっております。評価については、全ての得点率が80%を越え、A評価となりました。総合的所見についてですが、大会開催数や大会に参加した馬の数が目標を上回っていることから、安定した運営が行われていると判断できます。一方、経常損益が前年度は黒字でしたが、本年度は赤字であり、その一因として人件費や修繕費が増加していることから、効率的な業務執行や大会誘致、委託事業の受託等に積極的に取り組み、収益の確保に努める必要があることと記載しました。

以上、5法人につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

(委員)

信用保証協会でございますが、経営評価書171ページ等でございますように、「平成30年度から令和2年度までの中期事業計画及び年度計画を策定し」と記載がございますので、次期計画についても、できれば情報提供をしていただければ、有意義な審議ができるのではないかと。特に令和2年度については、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等で、影響を受けている事業者も多く、それに伴って融資を受けられている方も多いと思います。融資残高もかなり膨らんでいると思いますので、次期計画においてどのようにされるのかというのは、法人の経営に極めて大きな影響があると思いますので、御提供いただきたい。

(事務局)

承知いたしました。

(委員長)

ありがとうございます。8ページ目、最後のページとなりますが、「評価に変動のない法人のうちAランクの法人③」について御説明をお願いいたします。

(事務局)

評価に変動のないAランクの法人のうち、最後の4法人について御説明いたします。

26番、「公益財団法人 山梨県下水道公社」について御説明いたします。

当法人は、富士北麓、峡東、釜無川、桂川といった県内4箇所における流域下水道の維持管理業務を受託するとともに、下水道技術の調査研究事業、下水道の普及啓発事業等を実施しております。評価結果ですが、目的適合性、財務状況、効率性が向上しております。合計得点率は88.9%で、A評価となっております。総合的所見についてですが、一般正味財産増減額が黒字になったことや、目的適合性及び効率性が向上した理由等を記載しております。具体的には「包括的民間委託」の導入範囲の拡大により、コスト縮減目標を3期連続して達成したことから、目的適合性の評価が向上しております。また、公社の収入の大半が、流域下水道接続市町村の負担金を財源とした県からの委託料であることから、法人経営は安定しておりますが、人口減少による各市町村の下水道使用料収入の減少や、施設老朽化による修繕費の増加等が見込まれることを踏まえ、引き続き経営の効率化に努める必要があると記載しています。

27番、「公益財団法人 山梨みどり奨学会」について御説明いたします。

当法人は、「給付型の奨学金」と「貸与型の奨学金」を実施しております。評価結果ですが、得点率につきましては、効率性が前年度よりわずかに低下しておりますが、得点率の合計は83.1%で、A評価となっております。総合的所見についてですが、大口の寄付がなくなったことなどから、一般正味財産増減額が赤字となった旨を記載しております。これを受け、給付型奨学金の財源確保のため、効果的・効率的な資産運用や寄付金の確保等に取り組む必要があるとしております。さらに法人の主要な課題となっているのが、貸与型奨学金に係る滞納です。近年滞納額及び滞納率が増加しており、令和2年3月末時点で滞納額が1億円を超える状況となっております。滞納者に対する返還金回収の促進が急務となっておりますので、法人において令和2年度に

策定された債権管理規程に基づき、債権管理や返還金回収対策を一層強化することを求めています。また、最近は民事執行法において、財産開示手続に係る規定が改正されたことなども踏まえ、職員の債権回収に係る知識習得の促進、回収業務の今後の進め方について検討していく必要があるとしております。なお、効率性が低下していますが、記載のとおり、臨時的な事業の実施による管理費の大幅な増加が要因であり、令和2年度決算においては元の水準に戻るものと考えられます。

28番、「公益財団法人 やまなし文化学習協会」について御説明いたします。

当法人は、本県の芸術文化の振興と、生涯学習の推進を目的とし、男女共同参画推進センターの指定管理や、生涯学習推進センターの運営業務の受託などを行っています。評価結果については、目的適合性が低下しておりますが、合計では85.6%でA評価となっています。総合的所見についてですが、収入が県等の自治体からの指定管理料や委託料で9割を占めること、総合評価はAですが、目的適合性と効率性の得点率が低下していること、そして、目的適合性の低下は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の休館や事業の休止等による利用者の減少であることを記載しています。さらに、令和2年度はコロナウイルスの影響を本格的に受けることが予想されるため、そのことを踏まえ利用者減少の問題についての積極的な対応を行う必要があると記載しています。

29番、「公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター」について御説明いたします。

当法人は、法律に基づき指定された都道府県暴力団追放運動推進センターであり、暴力団排除の広報啓発事業や暴力団に関わる相談事業、暴力団排除活動組織の支援事業を行っています。評価結果については、全ての項目で高い得点率となり、合計は93.3%で、A評価となりました。総合的所見についてですが、当該法人の収入は主に基本財産の運用益と、会費・寄付金収入の2つから成り、基本財産は運用の工夫で増額となっている一方、会費・寄付金収入は、前年度より減少していることを記載いたしました。ただし、全体としては、前年度と同程度の収入を確保しつつ、支出もほぼ前年度同額となっており、収支相償を満たしつつ堅実な事業執行が行われておりました。ただし、主に国債で運用している基本財産について、金利の低迷が続く中、長期的には増収を続けることは困難であるため、もう一つの収入の柱である会費・寄付金収入が減少しないよう取り組む必要があることと、限られた財源での効果的・効率的な事業執行に取り組む必要があると記載いたしました。

以上、4法人につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

(委員)

暴力追放運動推進センターでございますが、資金運用等については、どの法人も厳しいと思いますので、事務局において、他県の先進的な事例等を収集して、各法人が少しでも増収できるような情報提供をしていただければありがたいと思います。大分県の国東市だったと思いますが、かなり先進的な資金運用の方法をとっているという話を聞いたことがあります。出納局会計課にも確認していただいて、そういった情報提供していただきたいと思います。意見です。

(事務局)

はい。御意見ありがとうございます。

(委員)

同じく暴力追放運動推進センターについて、経営評価書394ページで、国債の運用益等が、平成30年度8,082千円に対し、令和元年度8,230千円で、前年度を若干上回っております。総合的所見案に、「国債の買い換えの時期の工夫により、少しずつであるが収益を伸ばしている」とありますが、金利低下で、運用益が毎年減少している中で、どうやっているのか非常に興味があります。何か工夫すればこういったことができるのですね。

(事務局)

法人所管課に確認した範囲では、国債の買い換えのタイミングについて、金利が高くなった時期を見計らって購入したものと聞いております。

(委員)

通常、国債であれば、10年債、20年債を中心に運用していると思いますが、金利は常に低下しておりますので、他の債券を運用しているのであれば別ですが、国債のみで運用益を維持している、あるいは運用益を伸ばしているというのは不思議に感じました。何らかの工夫があるのであれば、そういったものを共有できれば、本当にいいのかなと思いました。以上です。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員長)

最後に経営評価全体について、委員の御意見、御質問等をいただきたいと思います。

(委員)

新型コロナウイルス感染症に関連する質問ですが、経営評価の対象となっている出資法人の事業年度、会計年度は、国や県と同様、3月決算なのでしょうか。今回は令和元年度決算に基づく評価なので、3月決算の法人については、令和2年2月ぐらいから収益性低下等の影響が顕在化しはじめておりますが、来年度の評価については、年度当初からもろに影響を受けてスタートするので、コロナの影響をどう見るかによって、数値の見方や悪化の原因等、評価の仕方が変わってくると思います。まず、すべての法人が3月決算なのか、事業年度が暦年で12月決算の法人もあるのか教えてください。

(事務局)

本年度の経営評価の対象である29法人のうち、28法人は3月決算ですが、緑化推進機構1法人のみ12月決算とありまして、評価の対象期間は、平成31年1月1日から令和元年12月

31日まででございます。新型コロナウイルスの感染拡大が始まったのは令和2年1月～2月からと承知しておりますので、緑化推進機構につきましては、この決算年度の間は、ほとんど影響を受けていない状況でございます。

(委員)

残る28法人については、2ヶ月程度の影響が本年度の評価に反映されているということですね。来年度の経営評価においては、すべての法人において新型コロナウイルスの影響を受けた評価結果が出てくるということでしょうか。

(事務局)

委員御指摘のとおりでございます。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

総合的所見案の修正等について意見がございましたので、事務局と私で協議いたしまして、どのように修正するかについては御一任いただくということでよろしいでしょうか。修正を前提として総合的所見案を御承認いただいたということで、議事を終了したいと思います。(以上)